

テスト＆リサーチ

扇風機を片付ける前に部品の割れなどを確認しましょう！

夏場から使っていた扇風機を片付ける時期が近づいてきました。県内消費生活相談窓口では、平成26年度から28年度の過去3年間に、扇風機の故障（部品破損・脱落）、動作不良（異音・異臭）に関する相談が22件寄せられています。そのうち、「扇風機を使用中に羽根が割れた」との相談が5件、「扇風機的首振り部分が折れた」との相談が5件寄せられています。扇風機を片付ける際、お手入れの際に気をつける点等について、注意喚起します。

1. 兵庫県内での相談事例

（1）羽根が破損した事例

約11年前に購入した扇風機を使用中、風量を「弱」から「強」に切り替えたところ、突然羽根が粉々に破損し（写真1）、周囲に破片が飛び散った。危険ではないか。（平成28年度受付、60歳代、男性）

推定原因 3枚の羽根は手で簡単に割れる程度まで強度が低下しており、風量を変えた際に、羽根が風圧に耐えきれず、破損したと考えられます。

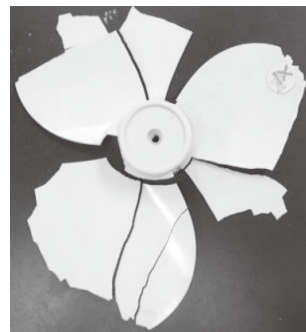


写真1. 破損した羽根

（2）首振り部分が折れた事例

約29年前に製造された扇風機を使用中、突然、首振り部分が折れた。見ると首振り部分の樹脂製の部品が割れていた。危険ではないか。（平成27年度受付、60歳代、男性）

推定原因 扇風機の経年劣化により、樹脂の強度が低下したため、扇風機のガードやモーターの重さに耐えられず、首振り部分が破損したと考えられます。

2. 扇風機を取り扱う際の注意点

（1）扇風機を使用している時に、扇風機から異常な音や振動がある場合には、羽根やガードが緩んでいた、羽根に亀裂がある等の可能性があります。もし、焦げくさいにおいがするときは、内部の部品が異常に発熱している可能性があるため、使用を中止してください。

（2）羽根や首振り部分等の樹脂製の部品にひび割れがある（写真2）、電源コードやプラグが傷んでいる場合は、継続して使用しないでください。

（3）扇風機をお手入れする時は、シンナーやベンジン（しみ抜き剤）等の薬品、アルコールや研磨材を含む洗剤は使用しないでください。お手入れの前に取扱説明書で各部のお手入れ方法を確認しましょう。

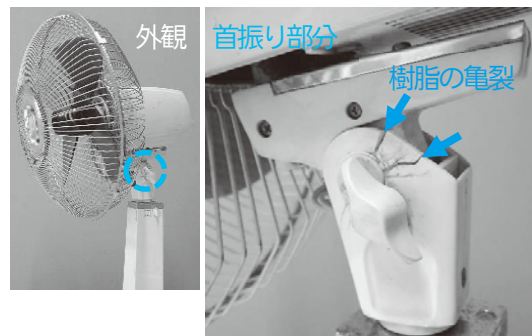


写真2. 首振り部分（樹脂）に亀裂が入った扇風機

樹脂は経年劣化で強度が低下します。
羽根等の樹脂製の部品にひび割れを見つけたら、使わないでください。

A らいふ 兵庫県生活科学総合センター
研修広報部 企画研修課
〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2
TEL: 078-302-4000
(消費生活相談) 078-303-0999

●生活科学総合センターホームページもご覧ください
<http://www.seiken.server-shared.com/>
●Aらいふへのご意見、ご感想はメール、ファックスでも
E-mail: seikatsukagakusogo@pref.hyogo.lg.jp
FAX: 078-302-4002

29企②-023A4

No.161

(平成29年10月1日発行)
(2017年)

ひょうご発

生活情報レポート

A らいふ

YOUR OWN LIFE

このタイトルには生活、くらしという意味の「life」のほか、生活のA級ライセンス、くらしのエースを目指そうという意味が含まれています。

インターネットでの旅行予約でトラブル!?

インターネットを使えば、自宅のパソコンやスマートフォンなどから手軽に旅の手配が出来る半面、旅行予約サイトに関するトラブルも起きています。

安心して旅行予約サイトを利用するためには、利用する消費者側も旅行予約サイトの特徴を理解して、トラブルに巻き込まれないよう注意することも大切です。

●LCC*1航空券を予約、カード決済後追加料金請求メールが届いていたが気づかず、チケットがとれていなかった!

サイトをよく確認すると、LCCの注意事項として「予約確定済み商品でも決済後の確保となるため、料金変動していた場合は追加料金を請求します」と記載されていた。

*1…0-コスト航空/格安航空会社の略

【ひとこと】

直接説明を聞けないので見落とすと大きなトラブルになることも。サイト内の記載をよく読んでから申し込むようにしましょう。



●海外の旅行予約サイトを利用。「キャンセル手数料無料」と表示されていたのに、解約料を請求された!

ホテルの宿泊予約を全額カード決済した後、キャンセルの連絡をしたところ、「この申込み条件の場合、解約料がかかる。解約料についてはサイト内に記載している」と言われた。

【ひとこと】

海外の旅行予約サイトでは、表示方法や解約条件など日本の法律や考え方があてはまらないことも。気をつけましょう。

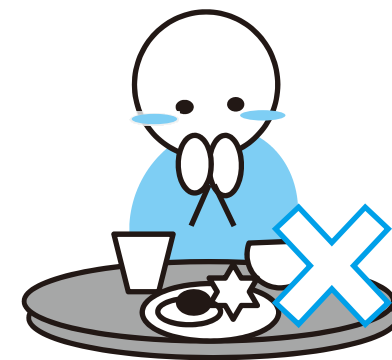


●ホテルの宿泊サービスが、ネットで予約した内容と異なっていた!

ホテルを朝食付きプランで予約したが、実際に宿泊したら朝食がついてなかった。予約サイトに苦情を言うと、「当社は契約には関与していません」と言われた。

【ひとこと】

サイトによっては、サイトの運営業者が契約の相手ではないことも。予約するときは、取引の相手が誰かを確認しましょう。



インターネット上の旅行予約サイトには、日本の旅行業者が運営するサイト以外に、海外事業者が運営するサイトや場貸しサイト、メタサーチ(比較サイト)と呼ばれる4つのタイプがあります。

サイトによって、旅行業の登録がなかったり、契約当事者とならなかったりするなどの違いがあるため、消費者が各種サイトを利用する際に、取引の相手が誰になるのかなど区別がつかないまま申し込みをしてしまい、トラブルとなる場合もあります。

旅行予約サイトの4タイプ



●国内OTA^{*2}が運営するサイト

日本国内に事業拠点を持つ旅行業者^{*3}が運営しているサイト。

^{*2}…Online Travel Agent/オンライン旅行取引事業者の略

^{*3}…旅行業法に基づき登録行政庁(観光庁または都道府県)に登録している事業者。

●海外OTAが運営するサイト

海外に事業拠点を持ち、日本国内に事業拠点を持たない(またはほとんどない)事業者が運営しているサイト。海外のサーバーを用いて運営されています。

日本国内に事業拠点を持たないので、観光庁の登録を受けていないことが多く、通常日本の旅行業法が適用されません。

●場貸しサイト

宿泊事業者や交通機関、旅行業者等などに、旅行商品の紹介・申込などに関する情報提供の場としてホームページを提供しているサイト。

申込や支払などは、消費者が宿泊事業者・交通機関、旅行業者等と直接行います。サイトの運営者は、契約当事者にはなりません。

●メタサーチ(比較サイト)

国内または海外OTAのサイトや場貸しサイトにある旅行商品の情報を一覧できるようにして、消費者に多数の旅行商品の内容や価格などを比較しやすく見せるサイト。

申込や支払などは、消費者が宿泊事業者・交通機関、旅行業者等と直接行います。サイトの運営者は、契約当事者にはなりません。

出典：政府広報オンライン「ここを確認！旅行予約サイト選びのチェックポイント」

トピックス

◆海外OTAが運営するサイトには日本の法律が適用されない?!

海外OTAは、海外の法律に従って運営されています。トラブルの際、日本の法律や考え方で返金を求めても受け付けてもらえないことが多いので、注意が必要です。

◆ちょっとした入力ミスが大きなトラブルになることも

パスポートの名前とサイトに入力したローマ字つづりが1字違っているだけでも飛行機に乗れない場合もあります。また、LCC航空券の申し込みなどでは、申し込み後の変更ができず、キャンセル料を支払って買い直さないといけないというようなケースもあります。

入力確認画面・予約完了画面などは、何度もチェックし、入力に間違いがないか確認しましょう。

◆ 申し込みをする前に、観光庁が作成している「旅行予約サイトご利用の際のチェック項目」で、チェックするなどしてみましょう。

旅行予約サイトご利用の際にチェック

① サイト運営事業者の基本情報を確認!!



☐事業者の名称

☐事業者の住所

☐事業者の代表者・責任者の氏名

☐旅行業登録の有無

- ①サイト名だけでなく企業名・事業者名・住所(国内/海外)もご確認ください。
- ②日本の旅行業登録の有無については、ウェブサイト上に記載された登録番号により確認ができます。また、登録行政庁(観光庁または都道府県)に確認することも可能です。
- ③日本の旅行業登録を受けた事業者には、旅行取引の責任者を置くことや営業保証金の供託など消費者保護のための義務が課されていますが、海外の登録等のみを受けている事業者には、適用されません。

② サイト運営事業者の問合せ受付体制を確認!!



☐問合せ連絡先

☐問合せ受付可能時間

☐問合せ対応可能言語

ウェブサイトによっては、日本語での対応が十分になされない可能性もあります。トラブルが起きた際の問合せの受付体制について、あらかじめ確認しておきましょう。

③ 旅行の契約条件を確認!!



☐契約当事者

☐支払代金額・内訳(運送・宿泊代金/手配料金/消費税等)

☐支払方法(前払い/現地払い)

☐キャンセル条件

☐利用規約・約款

- ①旅行予約サイトには、他の旅行会社の旅行プランの比較・紹介のみを行うものもあります。このようなサイトの運営者は、契約当事者とはなりませんので、ご注意ください。
- ②「利用規約・約款」は、その内容が、そのまま事業者との間の契約内容となりますので非常に重要です。店頭販売のように担当者から直接説明を受けることができないので、申し込みの際には、よく読んで、「利用規約・約款」の中に不都合な条項が入っていないかどうかも必ずご確認ください。

出典：観光庁「旅行サイトご利用の際のチェック項目」 URL：http://www.mlit.go.jp/kankocho/page06_000091.html

気になるとき、困ったときは 迷わず電話を!

●消費者ホットライン●
(お近くにある相談窓口へつながります)

局番なし

188
いやや